# 1 計画策定の趣旨

わが国では、近年少子高齢化が急速に進行しており、この問題に対し、国ではこれまで様々な取り組みを実施してきました。

しかしながら、その後もわが国における少子化は依然として進行しており、この傾向は、今後 国の社会経済全体に極めて深刻な影響を与えると考えられることから、改めて国、地方公共団体、 企業等が一体となって、従来の取り組みに加え、もう一段の対策を進める必要があると判断され ました。

こうした観点から、平成15年7月には、地方公共団体及び企業における10年間の集中的・計画的な取り組みを促進するための「次世代育成支援対策推進法」が成立し、市町村及び都道府県は、地域における子育て支援、親子の健康の確保及び増進、教育環境の整備、子育て家庭に適した居住環境の確保、仕事と家庭の両立支援等について、目標及び目標達成のために講じる措置の内容等を記載した行動計画を策定することが義務づけられました。

これを受けて、柳川市、大和町、三橋町では、同法に示される、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識のもとに、家庭その他の場において、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育でに伴う喜びが実感されるように配慮して行われなければならないとする次世代育成支援対策の基本理念のもと、合併後の新市における『新「柳川市」次世代育成支援行動計画』を策定しました。

# 2 計画の位置づけ

本計画は、次世代育成支援対策推進法第8条第1項に基づく市町村行動計画として策定しました。

同法では、地方公共団体及び事業主(国及び地方公共団体の機関等を含む。)は、行動計画策定指針に即して、次世代育成支援対策のための10年間の集中的・計画的な取り組みを推進するため、それぞれ行動計画を策定し、次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標、実施しようとする次世代育成支援対策の内容及びその実施時期等を定めるものとされています。

# 3 計画期間

次世代育成支援対策のための10年間の集中的・計画的な取り組みを推進するための計画として、前期計画は平成16年度中に5年を1期として策定。平成17~21年度を計画期間とします。

平成 15年度	平成 16年度	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
初回	]策定		本計画期間(前期計画)								
			適宜見直し				次期計画	i期間(後	) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) (		

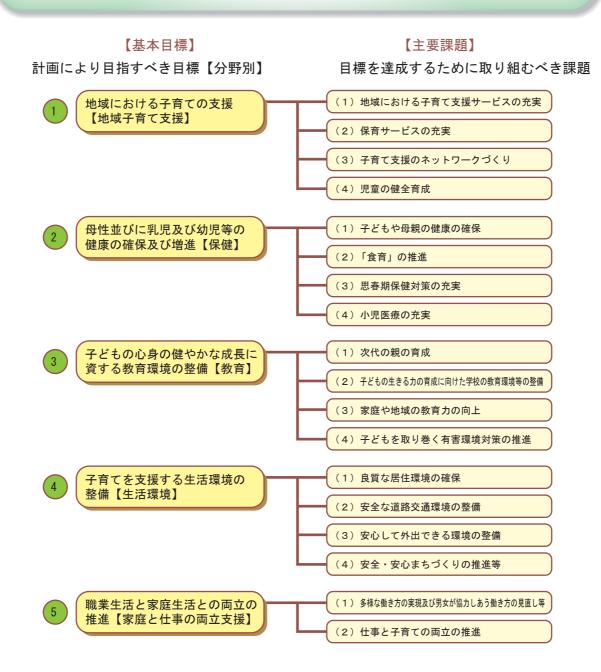
# 4 計画の体系

今回の新「柳川市」次世代育成支援行動計画は、法制度に基づき、1市2町(旧柳川市、大和町、三橋町)を通して初めて策定される児童育成に関する計画です。新「柳川市」においては、21世紀に新しく生まれるまちとして、新たな市の枠組みの中、次世代の子どもと親、そしてすべての人々がともに支えあいながら育ちゆく地域社会の実現を目指していくこととします。

### ■計画の体系図

【基本理念】

# 子ども。親。地域 ともにはくくむ子育でのまち 柳川



- 子ども等の安全の確保 【安全対策】
- (1) 子どもの交通安全を確保するための活動の推進
- (2) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進
- (3)被害に遭った子どもの保護の推進
- 要保護児童への対応などきめ細かな 取り組みの推進【要保護児童対策】
- (1)児童虐待防止対策の充実
- (2)ひとり親家庭等の自立支援の推進
- (3) 障害児施策の充実

# 地域における子育ての支援

## 主要課題(1) 地域における子育て支援サービスの充実

近年の家族形態や個人のライフスタイルの変化、就労形態の多様化などに対応できるよう、 地域における多様な子育て支援事業を展開していきます。

### ①子育て支援サービスの充実

- ■放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)【重点項目】
- ■乳児保育促進事業
- ■幼稚園預かり保育事業

### ②一時保育の充実

- ■子育て短期支援事業【重点項目】
- ■乳幼児健康支援一時預かり事業【重点項目】
- ■一時保育事業【重点項目】

### ③地域における子育で支援の推進

- ■地域子育て支援センター事業【重点項目】
- ■保育所・幼稚園における地域との交流事業



## ★主要課題(2) 保育サービスの充実

子どもの幸せを第一に考え、利用者の生活実態及び意向を十分に踏まえた各種保育サービス の提供を行っていきます。また、この推進にあたっては、サービスの内容が真に住民の子育て に資するものとなるよう配慮していきます。

### ①多様な保育サービスの充実

- ■通常保育事業【重点項目】
- ■延長保育事業【重点項目】
- ■休日保育事業【重点項目】

### ②経済的支援の実施

- ■保育料の軽減
- ■幼稚園就園に対する支援

## 主要課題(3) 子育て支援のネットワークづくり

子育て家庭に対する子育て支援のネットワークづくりを促進し、地域住民の多くが子育てへ の関心・理解を高めていくことで、子どもを持つ家庭だけでなく、地域全体で子育てを支援し ていくことができるよう子育てに関する意識啓発等を進めていきます。

①情報提供体制の整備充実

## 主要課題(4) 児童の健全育成

児童の健全育成に向けて、地域において児童が自主的に参加し安全に過ごすことのできる居 場所づくりの推進、絵本の読み聞かせ、様々な体験活動の機会の提供などとともに、その担い 手となる人材育成や関係団体の連携などを進めていきます。

## ①児童健全育成事業の推進

- ■児童館事業
- ■ブックスタート
- ■読書感想画募集
- ■社会教育育成事業

### ②関係団体との連携

### ③児童健全育成に関する人材育成

- ■指導者養成事業
- ■社会教育委員研修会
- ■社会教育指導員(地域活動指導員を含む)
- ■民生委員・児童委員
- ■子育てサークルへの支援

### 4情報提供 意見交換

- ■青少年問題協議会
- ■青少年育成市町民会議
- ■市町子ども会育成協議会

# 基本目標(2)母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進

## 主要課題(1) 子どもや母親の健康の確保

妊娠期、出産期、新生児期及び乳幼児期を通じて母子の健康が確保されるよう、乳幼児健診、 新生児訪問、両親学級等の母子保健における健康診査、訪問指導、保健指導等の充実を図ります。 このほか子どもの事故予防のための啓発等の取り組み、育児不安の解消に向けた相談指導の 充実を図っていきます。

### ①母子保健事業の充実

- ■予防接種事業(乳幼児)
- ■父子手帳交付
- ■乳児向け母子保健事業
- ■妊婦健康診査
- ■乳児健康診査
- ■3歳児健康診査
- ■乳幼児家庭訪問

- ■母子健康手帳交付
- ■妊産婦向け母子保健事業
- ■幼児向け母子保健事業
- ■新生児・産婦家庭訪問
- ■1歳6か月児健康診査
- ■乳幼児発達事後指導相談
- ■健康まつり

### ②事故予防の推進

## 主要課題(2)「食育」の推進

乳幼児期からの正しい食事の摂り方や、望ましい食習慣の定着及び食を通じた豊かな人間性の形成・家族関係づくりによる心身の健全育成を図るため、保健分野や教育分野を始めとする様々な分野が連携しつつ、乳幼児期から思春期まで発達段階に応じた食に関する学習の機会や情報提供を進めていきます。

- ①健康プランに基づく食生活改善の促進
- ②食に関する教育・指導の推進
  - ■食に関する教育
- ■出前講座

## 主要課題(3) 思春期保健対策の充実

10歳代の人工妊娠中絶、性感染症罹患率の増大等の問題に対応するため、性に関する正しい知識の涵養と併せて、性や性感染症予防に関する正しい知識の普及を図ります。また、喫煙や薬物等に関する教育、学童期・思春期における心の問題に係る専門化の確保及び地域における相談体制の充実を進めます。

### ①相談体制の整備

- ■スクールカウンセラー活用事業
- ②薬物乱用防止指導の実施
  - ■薬物乱用防止指導計画に基づく指導の実施
- ③性教育等の充実
  - ■性及び命の大切さに関する教育の充実

## 主要課題(4) 小児医療の充実

安心して子どもを産み、健やかに育てることができる環境をつくるためには、小児医療体制 の充実が不可欠であり、新市においては小児科医の確保、緊急医療体制の整備に向けた取り組 みを進めていきます。

①小児医療体制の整備

# 基本目標(3) 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

## 主要課題(1) 次代の親の育成

次世代育成支援対策は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するとい う基本認識のもとに取り組むこととされていることから、特に中学生・高校生等次代の親とな る世代が子どもを産み育てることの意義を理解し、子どもや家庭の大切さを理解できるように するため、乳幼児とふれあう機会を広げるための取り組みを推進します。

#### ①世代間交流事業の推進

■公民館事業

■図書館ボランティア

## 主要課題 (2) 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備

次代の担い手である子どもが、個性豊かに「生きる力」を伸ばしていくため、確かな学力の 向上、豊かな心と健やかな体の育成を進める指導方法や学習内容の検討、地域の実態を踏まえ た、人的資源、社会資源を活かした教育活動を展開していきます。

### ①確かな学力の向上

- ■IT教育推進事業
- ■小学校への英語講師派遣
- ■外国語指導助手の配置
- ■社会科副読本の編集

### ②豊かな心の育成

- ■研究指定校事業
- ■適応指導教室
- ■不登校問題についての関係機関とのネットワークづくり
- ■人権同和教育推進委員会

## ③健やかな体の育成

- ■就学時健康診断
- ■スポーツ大会・関連行事の開催
- ■スポーツ少年団体への支援
- ■総合型地域スポーツクラブ

#### 4 幼児教育の充実

- ■幼稚園・保育所・小学校教育の連携
- ■幼児教育についての情報発信事業
- ■幼児教育の充実

### 主要課題(3) 家庭や地域の教育力の向上

地域社会全体での子育てを進めていくために、家庭教育についてはすべての教育の出発点で あるという認識のもと、学習機会の提供や様々な情報提供を実施します。

また地域に対しては、住民と関係機関の協力により、地域の教育資源を活用した多様な体験 活動の機会充実、世代間交流の推進、スポーツ環境の整備などを行い、地域の教育力を向上さ せていきます。

### ①地域の教育力の向上

- ■学童農園事業
- ■学校農園事業
- ■学校開放事業
- ■市町民参画による生涯学習イベント
- ■各種講座の開催
- ■公民館事業【再掲】
- ■文化芸術振興事業
- ■生涯学習の推進体制

#### ②家庭教育の充実

- ■家庭教育学級
- ■親に対する教育

#### ③人材の育成推進

■社会教育指導員(地域活動指導員を含む)【再掲】

## 主要課題(4) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

様々なメディア上の性・暴力等の有害情報については、子どもに対する悪影響が懸念される 状況であることから、関係機関・団体やPTA、ボランティア等の地域住民と連携・協力して、 環境浄化活動を進めていきます。

### ①環境浄化活動の推進

■青少年育成市町民会議【再掲】

## 子育てを支援する生活環境の整備

## 主要課題(1) 良質な居住環境の確保

子育て支援の視点に立った生活環境の整備に向けて、計画的な公営住宅の整備等を進めてい きます。

### ①魅力ある住環境の整備

■公営住宅の建て替え事業

## | 主要課題(2) 安全な道路交通環境の整備 | |

新市の中心市街地には狭い道路も多く、交通安全上で問題のある場所も見受けられることか ら、今後は子ども、子ども連れの親等が安心・安全に通行することができる道路交通環境を整 備していきます。

### ①交通安全計画に基づく道路交通環境の整備

■交通安全計画

## 主要課題(3) 安心して外出できる環境の整備

誰もが安心して外出できる環境を整えていくため、合併後新市においては、既存施設の整理・ 統廃合、再配置などと併せ、公共交通機関、建築物、道路、公園等のバリアフリー化を推進し ていきます。

### ①公的施設等の整備・改善

- ■公共施設のバリアフリー化の推進
- ■重点施設整備

## 主要課題(4) 安全・安心まちづくりの推進等

子どもの安全を守るため、犯罪等の被害に遭わないよう、道路、公園等の公共施設の構造、 設備、配置等について配慮した環境設計を行います。

#### ①安全な遊びの場の確保

- ■公園遊具等の安全管理・補修■児童遊園の設置

#### ②通学路の安全確保

■防犯灯の設置

## 基本目標(5)職業生活と家庭生活との両立の推進

## ★主要課題(1) 多様な働き方の実現及び男女が協力しあう働き方の見直し等

職業生活と家庭生活の両立に向け、男女が協力しあいながら、多様な働き方の選択、また働 き方の見直しを進めるための広報・啓発、研修、情報提供を行っていきます。

### ①働き方の見直しに関する意識啓発

- ■男女共同参画の意識啓発
- ■労働関係法規の情報提供
- ■女性労働相談の実施
- ■事業者への広報

## 主要課題(2) 仕事と子育ての両立の推進

男女ともに仕事と子育ての両立を進めるための広報・啓発情報提供について、労働者・事業 主の双方に向けて進めていきます。

#### ①仕事と子育ての両立支援

- ■放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)【重点項目、再掲】
- ■事業者向け労働セミナー等の開催
- ■男女共同参画を推進する企業の雇用優良表彰および事例紹介

# 基本目標(6) 子ども等の安全の確保

## 主要課題(1) 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

子どもの安全を確保する観点から、交通事故から守るため、警察、保育所、学校、児童館、 関係団体等との連携・協力体制の強化を図り、総合的な交通事故防止対策を推進していきます。

- ①交通安全計画に基づく道路交通環境の整備
  - ■交通安全計画【再掲】
- ②交通安全教育の充実
  - ■交通安全教育

## 主要課題(2) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

多発する犯罪等の被害から子どもを守るため、子育て家庭のみならず、地域住民全体の防犯に対する意識の向上と、自主防犯活動を促進するための情報提供、関係機関・団体との連携などを進めていきます。

- ①防犯ボランティアの支援
  - ■子ども110番の家
- ②防犯体制の充実
  - ■生活安全条例
- ■関係機関の連携

# 主要課題(3) 被害に遭った子どもの保護の推進

子どもを巻き込む犯罪や、いじめ、児童虐待等の防止と併せ、被害を受けた子どもの保護を 進めるため、被害の早期発見、カウンセリング、保護者に対する助言など関係機関と連携した きめ細かな支援を実施していきます。

- ①被害を受けた子どもに対する支援
  - ■適応指導教室【再掲】
- ②相談体制の充実
  - ■スクールカウンセラー活用事業【再掲】
  - ■家庭児童相談室事業



# <u>基本目標(7) 要保護児童への対応などきめ細かな取り組みの推進</u>

## 主要課題(1) 児童虐待防止対策の充実

児童虐待による被害が増大する傾向がみられる中、児童虐待の発生予防から早期発見・早期 対応、保護・支援、アフターケアに至るまでの総合的な支援と、関係機関の連携による協力体 制の構築を進めていきます。

### ①児童虐待防止に関する体制の整備

■「(仮称)要保護児童対策地域協議会」の設置

## 主要課題(2) ひとり親家庭等の自立支援の推進

ひとり親家庭等が急増している中、これらの家庭の児童について健全な育成を図るため、地域の現状を把握しつつ、支援の充実を図っていきます。

### ①ひとり親家庭等に対する支援

■母子家庭等日常生活支援事業

## 主要課題(3) 障害児施策の充実

障害児の健全な発達を支援し、身近な地域で安心して生活できるようにする観点から、保健、 医療、福祉、教育等の各種施策の円滑な連携による一貫的な支援と、保護者に対する相談体制 など家族への支援についても実施していきます。

### ①障害児保育・教育への支援

- ■障害児保育事業
- ■障害児保育環境改善事業
- ■特殊教育児童生徒の就学補助
- ■相談窓口の設置



# 重点項目と整備目標一覧

事 業 名	平成16年度	平成21年度目標		
1. 通常保育事業	柳川市:利用1,008人 大和町:利用 552人 三橋町:利用 565人	柳川市:利用1,209人 大和町:利用 560人 三橋町:利用 673人		
2. 延長保育事業	■19時まで延長 柳川市:実施8か所 利用75人/日 大和町:実施1か所 利用7人/日 三橋町:実施3か所 利用39人/日	■19時まで延長 柳川市:実施8か所 利用90人/日 大和町:実施5か所 利用30人/日 三橋町:実施6か所 利用50人/日		
3. 休日保育事業	実施なし	新市にて 実施1か所 利用11人/日		
4. 放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	柳川市:実施5か所 利用127人/日 大和町:実施1か所 利用17人/日 三橋町:実施1か所 利用39人/日	柳川市:実施6か所 利用145人/日 大和町:実施6か所 利用85人/日 三橋町:実施5か所 利用110人/日		
5. 乳幼児健康支援一時預かり事業 (病後児保育)【施設型】	柳川市:実施1か所 利用2人/日 大和町:実施0か所 三橋町:実施0か所	新市にて 実施1か所 利用4人/日		
6. 一時保育事業	柳川市:実施5か所 利用6人/日 大和町:実施0か所 三橋町:実施1か所 利用2人/日	新市ではすべての認可保育所で実施 柳川市:実施8か所 利用6人/日 大和町:実施5か所 利用3人/日 三橋町:実施6か所 利用3人/日		
7. 子育て短期支援事業 (ショートステイ)	柳川市:実施1か所 利用1人/日 大和町:実施0か所 三橋町:実施0か所	新市にて 実施1か所 利用2人/日		
8. 地域子育て支援センター事業	柳川市:1か所 大和町:0か所 三橋町:1か所	新市にて3か所		